

豪雪対策の充実強化に関する決議

我が国国土の約6割を占める豪雪地帯は、その恵まれた自然環境を活かし、水源涵養、食料生産、国土保全など国民生活の根底を支える公益的機能を果たしているが、豪雪地帯における冬期の生活は、降積雪等により、地域社会の機能が様々な面において、低下するとともに、屋根の雪下ろし等の除排雪活動に追われるなど幾多の制約を受けている。

このような状況下において、雪に強く、安全で快適な生活環境の形成を図るためには、環境の保全に配慮しつつ、今後一層の克雪対策を推進し、雪を資源として積極的に活用し、雪国の特性に応じた豊かな地域づくりを進めることが肝要である。

よって、政府・国会は、豪雪地帯対策特別措置法の趣旨に沿って、国、都道府県、市町村が一体となった総合的な豪雪対策を積極的に推進するため、下記事項の実現を図るとともに、特に道路整備にかかる財源の確保について万全を期されるよう強く要望する。

記

- 一 新たな積雪寒冷特別地域道路交通確保計画の策定に当たっては、冬期の交通確保に万全を期するため、雪寒事業の所要額を確保すること。
- 一 雪寒道路の指定の拡大を図るとともに、その除排雪、防雪及び凍雪害防止に係る財政措置を強化すること。

- 一 地方交付税の寒冷地補正の改善を図るなど、豪雪地帯に対する地方交付税の傾斜配分を強化すること。
- 一 克雪住宅の面的な整備を促進するとともに、高齢者向けの冬期集合住宅の開発を支援すること。
- 一 雪処理の多様な担い手を確保するため、NPO、ボランティア等による除雪活動を支援すること。
- 一 雪捨て場、雪堆積場所を考慮した河川整備を推進すること
- 一 降雪期の地震災害等に対する復旧支援体制を確立すること。
- 一 異常豪雪時における河川、道路、住宅等の安全確保体制づくりを推進すること。

以上、決議する

平成20年2月5日

全国豪雪地帯町村議会議長会
定期総会